

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編第30条の6 第2編第31条	第2編第30条の6 第2編第31条	担保の提供等を命ずる場合の取扱いについて、明確化するとともに、所要の整備を図った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第30条の6 納期限の延長</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>10 その他担保についての取扱い</p> <p><u>第三者</u>の物件を担保として受理する場合の取扱い、<u>建物等を担保として受理する場合の取扱い</u>、担保物件の評価の基礎となる時価評価の取扱い、工場財団の担保価額、担保の管理等及び工場財団目録記載事項の変更の場合の取扱いについては、第31条第1項関係及び第2項関係のそれぞれについて定めるところによる（第31条第1項関係の20の担保の管理等については、「増担保の提供」及び「保証人の変更」に係る規定を除く。）</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>1 担保の提供等を命ずる場合の取扱い</p> <p><u>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項に規定する「酒税の保全のため必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 現に酒税を滞納している場合</u></p> <p><u>なお、酒類製造者が製造場（製造場とみなされる場所を含む。以下、(2)において同じ。）を2以上有している場合において、そのいずれか一の製造場から移出した（移出したものとみなされる場合を含む。以下、(2)において同じ。）酒類に対する酒税を現に滞納しているときは、これに該当するのであるから留意する。</u></p>	<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第30条の6 納期限の延長</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>10 その他担保についての取扱い</p> <p><u>他人</u>の物件を担保として受理場合の取扱い、<u>火災保険を付した建物等を担保として受理場合の取扱い</u>、担保物件の評価の基礎となる時価評価の取扱い、工場財団の担保価額、担保の管理等及び工場財団目録記載事項の変更の場合の取扱いについては、第31条第1項関係及び第2項関係のそれぞれについて定めるところによる（第31条第1項関係の20の担保の管理等については、「増担保の提供」及び「保証人の変更」に係る規定を除く。）</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>1 担保の提供等を命ずる場合の取扱い</p> <p><u>酒税の保全のため必要があると認めて担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合は、次のいずれかに該当する場合として取り扱う。</u></p> <p><u>ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当する場合であっても、国税庁長官、国税局長若しくは税務署長において担保の提供又は酒類の保存を命ずる必要がないと認めたときはこの限りでない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>既往3年以内に酒税に係る滞納処分(交付要求を除く。)を受けた場合</u> <u>なお、酒類製造者が製造場を2以上有している場合において、そのいずれか一の製造場から移出した酒類に対する酒税につき、既往3年以内に滞納処分を受けたときは、これに該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(3) <u>今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額が製造場又は蔵置場1場当たり600万円超であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> <u>(注)「今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額」は、原則として、その製造場又は蔵置場の最近過去1年間に課税移出した酒類に対する酒税額に、酒税額の増減率(最近1年間に課税移出した酒類に対する酒税額の前1年間に課税移出した酒類に対する酒税額に対する割合をいう。)を乗じて算出するものとする。ただし、製造設備の拡大又は縮小その他の特別な事情があり上記算出方法によることが適当でないと認められる場合は、酒類製造者の製造計画書その他の記録を基礎に合理的に算出した金額又はその製造場若しくは蔵置場の過去1年間に課税移出した酒類に対する酒税額としても差し支えない。</u></p> <p>イ <u>製造免許に期限が付けられている場合</u> <u>なお、酒類製造者が製造場を2以上有している場合において、そのいずれか一の製造場に係る製造免許に期限が付されているときは、これに該当するのであるから留意する。</u></p> <p>ロ <u>法第28条第6項《未納税移出酒類についてののみなし製造者及びみなし製造場》又は法第28条の3</u></p>	<p>(1) <u>製造免許に期限が付けられている製造者である場合。ただし、当該期限が付けられている免許に係る酒類の今後1年間の課税移出見込数量に対する酒税相当額(当該期限までの期間が1年未満である場合にはその間の課税移出見込数量に対する酒税相当額を基として月割計算により1年に換算した額)が当該製造者に係る過去1年間の酒税課税額(その課税額中に期限が付けられている免許に係る酒類についての酒税額があるときは当該酒税額を控除した額)の総額の3割以下である者及び試験のため酒類製造免許を受けた者である場合を除く。</u></p> <p>(2) <u>法第28条第6項《未納税移出酒類についてののみなし製造者及びみなし製造場》又は法第28条の3第4</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4項《未納税引取酒類についてのみなし製造者及びのみなし製造場》の規定によるのみなし製造者である場合（<u>蔵置場の設置後1年以上を経過している共同蔵置法人である場合を除く。</u>）</p> <p><u>ハ イ及びロに掲げるほか、酒類製造者が第10条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》の(1)から(6)のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(注) イからハに該当する場合であっても、今後において経営が急速に悪化するおそれがあると認められる事情がなく、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときはこの限りではない。</u></p> <p><u>なお、「経営が急速に悪化するおそれがあると認められる」とは、例えば主要取引先の倒産、市中金利に比して著しく高利な借入れがある、既往1年以内における手形・小切手の不渡事故の発生、融通手形の発行、採算を著しく度外視した販売、著しい社会的信用の失墜等の事情がある場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 既往3年以内に酒税を滞納したことがなく、かつ、今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額が製造場若しくは蔵置場1場当たり1,200万円以下であるとき</u></p> <p><u>(2) 酒類製造者の経営状況、信用状況及び資産状況等から実質的に判断して酒税を滞納するおそれがないと認められるとき</u></p> <p><u>なお、「実質的に判断して酒税を滞納するお</u></p>	<p>項《未納税引取酒類についてのみなし製造者及びのみなし製造場》の規定によるのみなし製造者である場合。<u>ただし、(3)に該当する場合を除く。</u></p> <p><u>(3) 令第32条第3号《酒類製造者が主となって組織する法人の蔵置場に対する未納税移出》に定める法人の蔵置場が酒類の製造場から法第28条《未納税移出》第1項の規定の適用を受けて移出された酒類を移入したために、法第28条第6項の規定により、のみなし製造者となった者である場合。ただし、当該蔵置場の設置後1年以上を経過し、資産信用が十分であり経営が堅実と認められる者で国税局長において担保の提供又は酒類の保存を命ずる必要がないと認められた者である場合を除く。</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げるほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、製造者の資産、信用、経営事情等を考慮し、必要があると認めた場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>それがない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p><u>親会社の資産及び経営状況が良好であり、かつ、当該親会社の支援が期待できる場合</u></p> <p><u>酒類製造者が同族会社である場合において、役員の資産状況が良好であり、かつ、当該役員の支援が期待できるとき</u></p> <p><u>酒類製造者が今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額に比し、当該酒類製造者の保有する資産（換価が容易であって、かつ、処分しても事業の継続が可能なものに限る。）の含み益が十分である場合</u></p> <p><u>欠損となった要因が事業合理化のための設備投資に伴う一時的な費用の増加であり、当該投資に係る費用を除外すれば欠損とならない場合又は翌事業年度以降減価償却費が減少し欠損とならないと見込まれる場合</u></p> <p><u>その他、酒類製造者の経営状況、信用状況及び資産状況等から見て、これらに類する特別な事情があると国税庁長官又は国税局長が認めた場合</u></p> <p>2 担保の提供等を命ずる場合の金額</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合の金額は、次に掲げる額による。ただし、<u>現に酒税の滞納がある場合には、次に掲げる額についての命令の実効性を確保するため、当該滞納額（附帯税を含み、当該滞納額に係る差押財産がある場合にはその徴収見込額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(注) 担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合の金額は、担保の提供又は酒類の保存を命ずる期間における酒類の課税移出見込数量に対する酒税相当額が限度となるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) 製造者又は法第28条《未納税移出》第1項の規定により許可を受けた蔵置場については、その製造場又は蔵置場から今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額の4分の1に相当する金額</p>	<p>2 担保の提供等を命ずる場合の金額</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合の金額は、次に掲げる額による。ただし、<u>酒類の移出数量が季節的にはなほだしく変動するとき又は経営内容、取引方法からみて次に掲げる額を提供させることが適当でない</u>と認められるときは、担保の提供又は酒類の保存を命ずる金額を(1)に定める金額の5割から20割の範囲内において定めることに取り扱う。</p> <p>(1) 製造者又は法第28条《未納税移出》第1項の規定により許可を受けた蔵置場については、その製造場又は蔵置場の過去1年間に課税移出した酒類に対する酒税額の4分の1に相当する金額と担保の提供を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 法第28条第6項《未納税移出酒類についてのみなし製造者及びみなし製造場》又は法第28条の3第4項《未納税引取酒類についてのみなし製造者及びみなし製造場》に規定するみなし製造者のうち、(1)に該当する者以外の者についてはその未納税移入した酒類に対する酒税相当額</p> <p>3 担保の提供等を命ずる期間</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる期間は、酒税の保全のため担保の提供又は酒類の保存を命ずる必要があると認められる事態が継続する<u>移出期間とし、原則として、1会計年度とする。</u></p> <p>ただし、<u>次の場合にはそれぞれに定める期間とする。</u></p> <p><u>(1) 会計年度の途中において担保の提供を命じる場合には、当該会計年度末までの期間</u></p> <p><u>ただし、当該会計年度末までの期間が6か月未満となるときは、翌会計年度末までの期間（(2)の場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 免許に期限が付けられている製造者に対し担保の提供を命ずる場合は、当該期限付免許の期限までの期間</u></p> <p>4 担保提供等の期限の指定の取扱い</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合において、令第43条《担保の提供の期限等》第1項の規定により指定する期限は、命令する日の翌日から起算して<u>少なくとも10日を経過した日</u>から20日までの間において適宜の日を定めることに取り扱う。ただし、税務署長等において特に必要があると認めるときはこの期限を延長し又は短縮することができる。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 酒類の保存を命ずる場合の取扱い</p> <p>酒類の保存を命ずる場合は、他に提供すべき担保が</p>	<p><u>命ずる日の属する会計年度における当該製造場又は蔵置場における酒類の課税移出見込数量に対する酒税相当額の4分の1に相当する金額のいずれか多い金額</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 担保の提供等を命ずる期間</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる期間は、酒税の保全のため担保の提供又は酒類の保存を命ずる必要があると認められる事態が継続する期間とし、<u>3年以内において適宜定めることとする。ただし、免許に期限が付けられている製造者に対し担保の提供を命ずる場合の期間は、当該期限付免許に係る酒類の酒税を完納するまでの期間とする。</u></p> <p>4 担保提供等の期限の指定の取扱い</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ずる場合において、令第43条《担保の提供の期限等》第1項の規定により指定する期限は、命令する日の翌日から起算して10日から20日までの間において適宜の日を定めることに取り扱う。ただし、税務署長等において特に必要があると認めるときはこの期限を延長し又は短縮することができる。</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 酒類の保存を命ずる場合の取扱い</p> <p>酒類の保存を命ずる場合は、他の提供すべき担保が</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ないときに限る。<u>ただし、他に提供可能な担保を有している場合であっても、酒類製造者の申請があり、かつ、酒類の保存を命ずることがやむを得ないと認められるときは、酒類の保存を命ずることができるものとする。</u></p> <p><u>(注) 1 次のいずれかに該当する場合は、原則として「酒類の保存を命ずることがやむを得ないと認められるとき」に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 酒造用として次のいずれかの資金に充てるために金融機関からの融資を受けることが確実な場合において、当該担保につき、当該融資のための差し入れ担保とする予定があるとき</u></p> <p><u>イ 原料、材料の購入に必要な資金</u></p> <p><u>ロ 機械、器具又は容器の購入に必要な資金</u></p> <p><u>ハ 製造に従事する者に対する賃金の支払いに必要な資金</u></p> <p><u>(2) 当該担保を提供することによって酒類製造者の経営状況に著しい影響を及ぼすなど酒税の保全に支障を生じるおそれがある場合</u></p> <p><u>2 酒類の保存を命じた酒類（以下「保存酒類」という。）には、当該容器等に保存酒類である旨を明示する。</u></p> <p>7 <u>第三者</u>の物件を担保として受理する場合の取扱い 担保として受理する物件は、担保を提供しようとする者の所有物に限ることなく、<u>第三者</u>の所有物であっても差し支えない。</p> <p>8 同一物件を納期限の延長の担保及び保全担保として提供する場合の取扱い 土地、建物、工場財団等について、その同一物件を法第30条の6《納期限の延長》の規定による担保及び法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定による担保として提供があった場合は、担保の提供を</p>	<p>ないときに限る<u>こととする。</u></p> <p><u>(注) 酒類の保存を命じた酒類（以下「保存酒類」という。）には、当該容器等に保存酒類である旨を明示する。</u></p> <p>7 <u>他人</u>の物件を担保として受理する場合の取扱い 担保として受理する物件は、担保を提供しようとする者の所有物に限ることなく、<u>他人</u>の所有物であっても差し支えない。</p> <p>8 同一物件を納期限の延長の担保及び保全担保として提供する場合の取扱い 土地、建物、工場財団等について、その同一物件を法第30条の6《納期限の延長》の規定による担保及び法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定による担保として提供があった場合は、担保の提供を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>命じた金額（以下「担保提供額」という。）と納期限の延長を受けようとする金額の合計が当該担保の担保価額の範囲内である場合に限り受理する。</p> <p>9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い</p> <p>担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権（<u>根抵当権を含む。以下同じ。</u>）が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第374条、<u>第398条/3参照</u>）を差引いた額）が担保提供額以上であることを<u>確認して</u>受理する。</p> <p>（注） 1 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第117条《抵当権》の規定により、不動産登記簿に登記されていることに留意する。</p> <p>2 <u>当該物件につき差押えがされている場合は担保として受理できないのであるから留意する。</u></p> <p>10 建物等を担保として受理する場合の取扱い</p> <p>工場財団又は建物を担保として受理する場合は、工場財団の組成物件中土地及び不燃物以外の物件又は建物について、当該物件に対する担保価額を下らない保険金額の火災保険（住宅又は店舗について総合保険が付けられている場合を含む。以下同じ。）が付けられているときに<u>限り</u>受理する。</p> <p>なお、この火災保険を付けた工場財団の土地及び不燃物以外の物件又は火災保険を付けた建物を担保として受理した場合において、担保として提供している期間内に保険期間が満了するときは、当該期間の満了前に保険期間を更新させるか、又は他の担保の提供を命ずる。</p> <p>（注） 火災保険を付けた建物を新たに担保として受理する場合又は既に担保として受理している物件に</p>	<p>命じた金額（以下「担保提供額」という。）と納期限の延長を受けようとする金額の合計が当該担保の担保価額の範囲内である場合に限り受理する<u>こととする</u>。</p> <p>9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い</p> <p>担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第374条参照）を差引いた額）が担保提供額以上であることが<u>確実と認められるときに限り</u>受理することとする。</p> <p>（注） 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第117条《抵当権》の規定により、不動産登記簿に登記されていることに留意する。</p> <p>10 <u>火災保険を付けた建物等を担保として受理する場合</u>の取扱い</p> <p>工場財団又は建物を担保として受理する場合は、工場財団の組成物件中土地及び不燃物以外の物件又は建物について、当該物件に対する担保価額を下らない保険金額の火災保険（住宅又は店舗について総合保険が付けられている場合を含む。以下同じ。）が付けられている<u>場合には保険金額の範囲内において受理することとする</u>。</p> <p>なお、この火災保険を付けた工場財団の土地及び不燃物以外の物件又は火災保険を付けた建物を担保として受理した場合において、担保として提供している期間内に保険期間が満了するときは、当該期間の満了前に保険期間を更新させるか、又は他の担保の提供を命ずる<u>こととする</u>。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>係る火災保険の契約期間が更新される場合には、その担保を受理しようとし、又は受理している税務署長は、当該火災保険契約に係る保険金請求権について質権を設定する等の措置（例えば、「質権設定承認請求書」により質権の設定について保険者（保険会社）の承認を受けるとともに、保険証券について保険者の裏書承認を受け、かつ、その裏書承認事項に確定日付を受けた上、当該証書の交付を受けること。）を講ずる必要があることに留意する。</p>	<p>(注) 火災保険を付けた建物を新たに担保として受理する場合又は既に担保として受理している物件に係る火災保険の契約期間が更新される場合には、その担保を受理しようとし、又は受理している税務署長は、当該火災保険契約に係る保険金請求権について質権を設定する等の措置（例えば、「質権設定承認請求書」により質権の設定について保険者（保険会社）の承認を受けるとともに、保険証券について保険者の裏書承認を受け、かつ、その裏書承認事項に確定日付を受けた上、当該証書の交付を受けること。）を講ずる必要があることに留意する。</p>
<p>11～13（省略）</p>	<p>11～13（同左）</p>
<p>14 保存酒類の担保価額</p> <p>保存酒類の担保価額は、次の金額とする。</p> <p>(1) 市販規格酒類（酒類の成分が市販規格で容器に詰口されており、移入場所において詰め替えしないで、そのまま流通過程に入るものをいう。以下同じ。）については、当該製造者の一般的な酒税抜き（消費税が含まれている場合には、消費税分を除く。）生産者価格の60パーセントの金額</p> <p>(2) 市販規格酒類以外の酒類（原酒等）については、当該製造者の一般的な未納税取引価格（消費税が含まれている場合には、消費税分を除く。）の70パーセントの金額</p> <p>(3) (1)及び(2)の方法により難しい場合は、当該酒類の製造原価又は類似酒類の市場価格等を勘案して、(1)又は(2)に準じた金額</p>	<p>14 保存酒類の担保価額</p> <p>保存酒類の担保価額は、次の金額とする。</p> <p>(1) 市販規格酒類（酒類の成分が市販規格で容器に詰口されており、移入場所において詰め替えしないで、そのまま流通過程に入るものをいう。以下同じ。）については、当該製造者の一般的な酒税抜き（消費税が含まれている場合には、消費税分を除く。）生産者価格の60パーセント<u>以下</u>の金額</p> <p>(2) 市販規格酒類以外の酒類（原酒等）については、当該製造者の一般的な未納税取引価格（消費税が含まれている場合には、消費税分を除く。）の70パーセント<u>以下</u>の金額</p> <p>(3) (1)及び(2)方法により難しい場合は、当該酒類の製造原価又は類似酒類の市場価格等を勘案して、(1)又は(2)に準じた金額</p>
<p>15 担保の分割提供又は保存酒類の分割保存の取扱い</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた者から、指定された金額の全額に相当する担保又は酒類を一時に提供し、又は保存することが困難なため担保の分割提供又は酒類の分割保存を認められたい旨の申請があった場合において、事情やむを得ないと認められるときは、原則として、提供又は保存が完了するまでの期間は<u>3か月以内、分割回数は3回以内、1回の提供額又</u></p>	<p>15 担保の分割提供又は保存酒類の分割保存の取扱い</p> <p>担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた者から、指定された金額の全額に相当する担保又は酒類を一時に提供し、又は保存することが困難なため担保の分割提供又は酒類の分割保存を認められたい旨の申請があった場合において、事情やむを得ないと認められるときは、原則として、提供又は保存が完了するまでの期間は<u>4か月、1回の提供額又は保存酒類の担保価格は、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>は保存酒類の担保価格は総額の<u>3分の1</u>を下らない(<u>最終回はこの限りでない。</u>)ことを内容として、令43条第2項《担保等の分割提供》の規定により順次その総額に相当する金額の担保を分割して提供し又は酒類を分割して保存することを承認しても差し支えない。</p>	<p>総額の<u>4分の1</u>を下らないことを内容として、令43条第2項《担保等の分割提供》の規定により順次その総額に相当する金額の担保を分割して提供し又は酒類を分割して保存することを承認しても差し支えない。</p>
<p>16 国税庁長官の担保提供命令</p> <p>国税庁長官が担保の提供を命ずる場合は、2以上の国税局のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者について、担保を提供させる必要があると認めるときに限る。</p>	<p>16 国税庁長官の担保提供命令</p> <p>国税庁長官が担保の提供を命ずる場合は、2以上の国税局のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者について、<u>特に</u>担保を提供させる必要があると認めるときに限る。</p>
<p>17 国税局長の担保提供命令</p> <p>国税局長が担保の提供を命ずる場合には、特に指示する場合を除き、その国税局管轄区域内にある2以上の税務署のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者について、担保を提供させる必要があると認めるときに限る。</p>	<p>17 国税局長の担保提供命令</p> <p>国税局長が担保の提供を命ずる場合には、特に指示する場合を除き、その国税局管轄区域内にある2以上の税務署のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者について、<u>特に</u>担保を提供させる必要があると認めるときに限る<u>ものとする。</u></p>
<p>18 (省略)</p>	<p>18 (同左)</p>
<p>19 担保提供についての局署相互間の連絡</p> <p>2以上の国税局又は税務署のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者に<u>係る担保提供命令等に関して、当該局署間において、情報交換等密接な連絡調整を保ち、保全措置に遺漏がないよう留意する。</u></p>	<p>19 担保提供についての局署相互間の連絡</p> <p>2以上の国税局又は税務署のそれぞれの管轄区域内に製造場を有している製造者に対し、<u>担保の提供を命ずる事態が生じたときは、当該製造場の所在地の所轄税務署長は、直ちにその旨を関係国税局長(所轄国税局長を経由する。)又は関係税務署長に連絡する。</u></p>
<p>20 (省略)</p>	<p>20 (同左)</p>
<p>21 <u>担保の解除</u></p> <p><u>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定により担保の提供があった場合において、その担保を引き続いて提供させる必要がないこととなったときは、通則法施行令第17条《担保の解除》に定めるところにより解除する。</u></p> <p><u>なお、次のいずれかに該当する場合は、原則として、「その担保を引き続いて提供させる必要がないこととなったとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 第31条第1項関係の1に定めるところに該当しないこととなった場合</u></p> <p><u>(2) 現に酒税の滞納がない場合で、提供を受けている</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>担保財産の価額が上昇したことにより、一部の担保を解除してもその余の担保の価額が担保提供額を上回る</u>とき</p> <p>第2項関係</p> <p>1 担保提供命令金額の変更の取扱い</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定により担保の提供があった後において、当該担保提供者の課税移出見込数量が著しく増減することとなった場合又は酒税の滞納が発生した場合は、随時、第31条第1項関係の2に定めるところに準じて提供金額を変更する。</p> <p><u>(注)「課税移出見込数量が著しく増減する」とは、第31条第1項関係の2の(1)に定める「今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額」が2倍以上に増加又は2分の1以下に減少することとなった場合をいう。</u></p> <p>2 担保提供期間の変更</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定により担保の提供があった後において、担保提供期間を変更する場合の取扱いは次による。</p> <p><u>(1) 原則として当該担保の提供期間（担保される移出期間）の満了時において提供期間を変更する必要性を判断し、第31条第1項関係の1に規定するところにより今後も引き続き担保の提供を命ずる必要があると認められるときは、第31条第1項関係の3の規定により期間を延長する。</u></p> <p><u>(2) 当該担保の提供期間内において、その満了時まで当該担保の提供を命じておく必要がなくなったときは、第31条第1項関係の3の規定により期間を短縮する。</u></p> <p>3 工場財団目録記載事項の変更の場合の取扱い</p> <p>工場財団目録に掲げた事項に変更を生じた場合には、工場抵当法（明治38年法律第54号）第38条《変更の登記》の規定により所有者は、地帯なく抵当権者の同意書又はこれに代わるべき裁判の謄本を添付して、</p>	<p>第2項関係</p> <p>1 担保提供命令金額の変更の取扱い</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定により担保の提供があった後において、当該担保提供者の課税移出見込数量等の増減により第31条第1項関係の2に定める酒税相当額が増減する場合で、<u>国税庁長官、国税局長又は税務署長が必要と認めるときには、その増減に応じて第31条第1項関係の2に定めるところにより提供金額を増減する。</u></p> <p>2 担保提供期間の変更</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項の規定により担保の提供があった後において、<u>当該担保の提供期間の満了時に、更に第31条第1項関係の1に規定するところにより今後も引き続き担保の提供を命ずる必要があると認められるとき又は担保提供期間を短縮する必要が生じたときは、第31条第1項関係の3の規定によりそれぞれ期間を延長し又は短縮する。</u></p> <p>3 工場財団目録記載事項の変更の場合の取扱い</p> <p>工場財団目録に掲げた事項に変更を生じた場合には、工場抵当法（明治38年法律第54号）第38条《変更の登記》の規定により所有者は、地帯なく抵当権者の同意書又はこれに代わるべき裁判の謄本を添付して、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>工場財団目録の変更の登記を申請しなければならないが、この場合において、工場財団目録変更登記について、同条第2項《変更登記の際の同意書の添付》の規定による同意を受けたい旨の申請があったときは、当該申請書を受理した国税庁長官、国税局長又は税務署長はその内容について調査し、その変更後の工場財団の担保価額が当初の担保価額を下回らない場合又は当初の担保価額より減少する場合であって担保提供額を上回っている場合は同意書を交付し、担保提供額を下回ることとなるときは、通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定により増担保の提供を命じ、その提供を受けた後同意書を交付する。</p> <p>第4項及び第5項関係 1 (省略)</p>	<p>工場財団目録の変更の登記を申請しなければならないが、この場合において、工場財団目録変更登記について、同条第2項《変更登記の際の同意書の添付》の規定による同意を受けたい旨の申請があったときは、当該申請書を受理した国税庁長官、国税局長又は税務署長はその内容について調査し、その変更後の工場財団の担保価額が当初の担保価額を下回らない場合又は当初の担保価額より減少する場合であって担保提供額を上回っている場合は同意書を交付し、担保提供額を下回ることとなるときは、通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定により増担保の提供を命じ、その提供を受けた後同意書を交付する<u>こととする</u>。</p> <p>第4項及び第5項関係 1 (同左)</p>